

会 議 録

会議の名称	第6期 9月期 小金井市地域自立支援協議会 合同部会
事務局	福祉保健部 自立生活支援課、小金井市障害者地域自立生活支援センター
開催日時	平成30年9月21日（金） 午後6時30分から午後7時00分
開催場所	小金井市 前原暫定会議室 A会議室
出席者	<p>【委員】 矢野 典嗣委員（副会長）、佐藤 宮子委員、赤濱 高之委員 増田 敏子委員、吉岡 博之委員、小松 淳委員、福原 昌代委員 川久保 敦子委員、小幡 美穂委員、平田 勇治委員、瀬戸口 弘一委員 三笠 俊彦委員、畑 佐枝子委員、加藤 了教委員、田中 麻子委員 宮井 敏晴委員、緒方 澄子委員、室岡 利明委員</p> <p>【事務局】 自立生活支援課長 自立生活支援課障害福祉係長 自立生活支援課相談支援係長 自立生活支援課障害福祉係主査 自立生活支援課障害福祉係主査 自立生活支援課障害福祉係主任 小金井市障害者地域自立生活支援センター</p>
会議内容	第6期 9月期 小金井市地域自立支援協議会 合同部会のおり

第6期 9月期 小金井市地域自立支援協議会 合同部会 会議録

(副会長)

只今より自立支援協議会を開催します。

今日は高橋会長が体調不良でお休みなので、私が進行させていただきます。

1 部会からの報告

(1) 相談支援会

相談支援部会では地域生活支援拠点事業等々について議論をさせていただいておりまして、今回は国分寺の例を取り上げて、全ての事業を網羅しないとこの事業ができないのかという確認の作業をしたところ、国事例ではそんなこともないという結論に至りました。

また、どの様に整備するかという議論の中で、拠点整備と面的整備があり、相談支援部会としては既存のものを使いながら、いわゆる面的整備というもので対応していったら良いのではないかとこのところを決めつつ、さらにどんな事業が小金井に必要なのかというところを精査し、今後、市の方からたたき台をいただきながら、続きは全体会の方にご報告できるような内容にしていくという議論をさせていただきました。

(2) 生涯発達支援部会

本日は高橋会長もいらっしゃらず人数が少なかったですが、その分いろんなことをお話することができました。

私が前回から提案していて時間切れでなかなか提案ができなかった、障害差別平等研修DEETの研修についてのたくさんお話があって、ぜひ次回の協議会の合同部会の最初のお話させていただけたらと思います。

もう一つ、公立小中学校で支援が必要な児童生徒への人的支援環境を整備することについて、私の方から提案をしていることに対して協議をしました。

やはり親の公立の小中学校のおよそ6%、各クラスにいる支援の必要な子どもたちに対して、市の方も努力していただいて、各学校に学習支援員が1人ずつ配置されていたりはしますが、まだまだ足りません。

やはり支援が必要だと認識もあり、クラスを飛び出していってしまうような子どもに対する支援だけでなく、やはり自己肯定感への支援というところが大切なのではないかと、またそういった教育にかかわる会議体との対話の場を持つということも、具体的にできるのではないかとこの話と、あと発達支援の話で、きりから放課後デイについても話がありました。

今現在困ったというニーズ、前回、畑さんの方からも放課後デイについての

お話がありましたが、実際このニーズはどうなっているのだろうという話もありました。

(3) 社会参加・就労支援部会

出品や出店を、今後どういった方向でやろうかっていうようなお話をしました。

まず商工会さんとの連携については、商工会のギャラリーを含め、就労を含めた社会参加をどうしていくか。どういう連携があるのかということが、議題に上りました。

商工会のギャラリーにおいても、現在、実施に向けて進んでいるイトーヨーカ堂の共同出店と同じような形で使わせてもらえないか、そこにはどうしても利用料が掛かりますので、その部分も含めて検討をしています。

イトーヨーカ堂の出店をしている事業所さんとも今後どうしていこうかっていうのを、連携していきながら、組織化できる方向で進んでいければ良いと思います。

その共同受注というお話も出て、それは今まで仕事とか何かということの共同受注というのがだいたい我々が考えるところなんです、これだけの事業所が例えばクッキーとかを作っていると、小麦粉とかバターとかそういうものを共同仕入れすることによって単価を安くおさえられるのではないかとそういう方法もあるのではということも含めて話を進めていこうじゃないかというような流れでございました。

(4) 生活支援部会

部会では障害者計画の4・5・6月の3ヶ月の実績の数値を出していただき、今の計画の進捗状況とあわせて、今年度報酬改定の中で特に気づいた児童の部分を中心に、通所支援とか日中一時支援とかショートとかというところでの報酬単価が大幅に変わったことで、支援事業が立ち行かなくなり、実際に困っている状況とかも含めて、この計画をどう読み解きながら、達成したらいいかというところで議論をさせていただきました。

結論は出ていませんが、報酬改定というのが大きく影響を受けていくことで、計画自体がそのまま推移できるかどうか不安だということで、もう少し児童の中で待機がどの位あるか等もつかみながら、また畑委員の方から資料提供をいただきながら、次回検討するということになっております。

それから防災についても、再度検討するというのが前から課題になっていきますので、特に避難所の運営とか、非常食を準備しましょうというのは協議会でも提案提起はしていますが、この所、雨とか地震とか災害が続いている中で、

小金井市も、いつ何時っていう状況だろうと思っていますので、早急に検討しなくてはならない課題があるかなっていうのと、自分たちが何を準備をする必要があるだろうかということで、その辺について、次回資料を提供してもらいながら、検討しましょうというところで終わっております。

2 報告事項

(事務局)

報告事項の方はありません。

3 その他

資料1 難病者福祉手当条例の改正について

この資料は皆様に既に半月からひと月前に、データでお送りはしています。

資料2 加藤委員資料 平成30年度地域自立支援協議会交流会報告

資料3 加藤委員資料 平成30年度地域自立支援協議会交流会資料

資料4 ほじょ犬の普及啓発について

資料5 矢野委員資料 『障害のある人もない人も共に学び共に生きる社会を目指す小金井市条例』を通して共生社会を目指すもの！

資料6 畑委員資料 「おみこしかるいな」

資料7 条例制定記念意見交換会進行予定

追加資料 難病者福祉手当条例の一部を改正する条例案についての意見（矢野委員）

(1) 難病者福祉手当条例の改正について

(事務局)

ではまず資料1について説明をいたします。前回、協議会での詳細な説明をと求められましたので、今回ご説明をさせていただきます。

前回会議の中で、難病者福祉手当条例改正の説明につきまして、市として決定しまして、市議会に提案させていただくという事で、自立支援協議会には報告という趣旨でしたが、簡潔な資料としていましたので、再度、詳細資料を出させていただいたところでございます。

第1回の自立支援協議会の開催時にもお伝えしましたが、自立支援協議会は市の行う施策を諮問する会議ではございません。

政策に対しての判断や判定をしてもらうための場とは考えてございません。

しかしながら、前回、難病者福祉手当条例の改正についての報告という趣旨で資料を出させていただいたため、簡潔過ぎる資料となり、結果として疑義を生んでしまいましたことには、お詫びを申し上げます。申し訳ございません。

ではまず、条例の改正の内容をお伝えする前にこの条例を提案するに至った経緯でしたり、難病者を取り巻く環境等についての概要等を伝えさせていただきたいと思えます。

前提としまして、難病の患者の方に関しては、主に三つの制度がございます。

難病医療費等の助成の制度、そして障害福祉サービスの受給制度、それと難病者福祉手当の制度でございます。

まず、難病医療費助成制度は、国や都の制度ですが、国や都の指定した難病に対して申請をし、認定されると、上限額が最大で月3万円の医療受給者証または医療券が支給されるというものです。また、軽症であっても高額な医療がかかる方には軽症かつ高額という制度によって医療受給者証の条件が支給される制度となっています。

次に、障害福祉サービス受給制度として、心身障がい者の方々が受けていらっしゃるサービスと同じですが、難病の方に対しても支給できるものに関しては、所定の手続きを経て支給することができるようになってございます。

さらに、難病者福祉手当制度という事で皆さんに福祉の増進を図ることを目的として市から月7,000円を市の独自の制度として支給をしている状況でございます。

難病者の福祉の増進を図ることということで担当としては生活をする上で、本人や家族に対する負担減としての手当であるというふうに考えてございます。

そして、今回、この3つの制度の中で市が独自で行っている、手当制度についての改正の提案をしているという事を、前回にお伝えさせていただきました。

では、手当制度の改正案について、お伝えいたします。

経過として、難病者福祉手当制度は、過去に難病患者の方が、制度のはざままで障害福祉サービス等の何のサービスも受けることができない状況であったために、難病患者の方に対する福祉の増進を図ることを目的として、昭和62年に施行されたものでございます。

平成22年度以降、難病の患者の方のさらなる福祉の増進を図る上で必要であるという形で月額7,000円に引き上げられて現在まで支給しているという形でございます。

改正の理由としては、障害者基本法が改正され、さらに障害者総合支援法が改正されたことによって、障害者の範囲に難病患者の方が加えられた形となりました。

このことに伴い、先ほども申し上げましたが、難病患者の方は他の障害のある方と同様に、障害福祉サービス等の利用が可能となり、支給できるサービスの向上が図られてきており、サービスを受けられなかったという状況から、環境が変わってきています。

またこの間に、国における難病対策における改革というのがございました。

平成26年度末には、医療費が支給対象となる疾病が83疾病でしたが、難病の患者に対する医療等に関する法律というのが27年1月1日に施行されることによって国の対象疾病が331疾病に拡大されているという形でございます。

次に他の手当との関係ですが、難病患者も心身障害者等と同じ障害者として位置づけられましたので、障害福祉サービスの利用が可能となっておりますが、難病患者の方に支給しているこの難病患者福祉手当というのは現状特段の制限もなく支給をしている状況でございます。

しかしその一方、同じく障害福祉サービスを受けることができる心身障害者の福祉手当については、所得制限や併給制限、施設入所制限、年齢制限等がありまして、支給要件を満たす方にのみ支給をしているところがございます。同じ障害者に対する手当であるにもかかわらず支給要件の間に不均衡が生じてしまっている状況でございます。

現在、多摩26市では、難病患者福祉手当制度の廃止を町田市とあきるの市がしてございます。また小金井市以外で国立市、羽村市以外はすべての市で難病患者への手当の支給にあたり所得制限等の一定の制限を設けると同時に、指定難病の331疾病にも対応している状況です。

さらに、現在の小金井市の制度においては、特に現況の確認をすることなく申請等時に一度、医師からの診断書を提示いただくと、月7,000円を延々と支給してきました。

現在では難病も研究が進み、パーキンソン病も治るかもしれないというような報道もあったかと思えます。

難病と医療の研究発展とは密接にかかわるものでありまして、このまま確認を行わない制度の状態でも存続していくことは望ましくないと考えてございます。

以上のことを踏まえまして、小金井市では他市状況の方も鑑みながら、難病患者福祉手当について、国の厚生労働省における厚生科学審議会疾病対策部会、難病対策委員会における結論に基づいて、疾病数の拡大を行うとともに、その難病対策全般にわたる改革に沿う形で国や都の判定基準によって、医療受給者証及び医療券を所持している方に手当を支給していくこととするとともに、他の障がいに係る手当制度との均衡考えつつ、所得制限や併給制限を行うことといたしたいとして、条例の一部の改正を検討し、市議会に上程をさせていただきました。

あともう一つ加えさせていただきます。

前回、佐藤委員から、心身障害者福祉手当という名称の自治体があり、なぜ難病患者福祉手当という名称ではないのかということと、小平市では二つ額が書いてあるのはなぜというご質問いただいたので先にお答えだけさせていただきます。

小平市では受給できる額を分け、所得を2段階に分けているという事のように

です。心身障害者福祉手当と書いてあるのは、他市では総合支援法上の障害に対する手当の一つというふうに考えているために、心身障害者福祉手当の中に難病者福祉手当も組み込んで支給をしているという形です。

(自立生活支援課長)

では、私からも繰り返しになりますが、難病の手当についてお話をさせていただきたいと思います。

全国でも難病手当を支給している団体はあるかと思いますが、先ほども出ましたが、多摩26市においては、町田市、あきるの市を除く24市において、市の独自の施策としての展開していることを前提にお話したいと存じます。

まず法定された制度でないということを前提にお話をさせていただきますと、繰り返しになりますが、国において先ほども申し上げた通り厚生労働省の厚生科学審議会疾病対策部会難病対策委員会の結論に基づく331の指定難病に、都制度も加えると343疾病があると思いますが、これを認める難病とすることで、国や都の判断基準によって医療受給者証や医療券所持をしている方に手当を支給することにしますのでございます。また、他の自治体でも基準としている所得制限、併給制限、施設入所制限もありますが、心身障害者手当と同様の基準にするものでございます。

これらは市議会の厚生文教委員会でも説明させていただいたところですが、国や都の判定基準によって医療受給者証や医療券を所持している方を対象とすることが妥当と判断したところでございます。

国や都の判定基準が医師の認めるものでございまして、市独自に医師も雇用していませんし、指定難病を認定するお医者さんも雇用しておりませんし、またそのような判定する機関もございませんので、医療受給者証や医療券を所持している方を対象とすることだと考えます。多摩地域で資料でもお示ししている通りの状況です。

17市において医療受給者証や医療券等で、判定していることが分かります。

難病の判断基準は、今回小金井市の条例改正でも同様とするものでございます。

前回予算の話となりましたが、このような改正の結果として予算額として、資料をご覧いただければ、そのような数字になっているということでもございまして、結果として財源を障害者施策等に、市として生かしていければと考えております。先ほど担当からも説明があった通り、不均衡の是正というふうに考えているところでございます。

(委員)

資料1-6の平成30年度議案62号とありますが、影響を受ける人ということで、年間にして8万4,000円がなくなるということで、やっぱり難病者は、いろんな仕事をもうなかなか出来なくて医療費がかかったりするということが8万4,000円でもかなり打撃を受けるのではないかと思います、これはもう無慈悲に切ってしまう、それに対するフォローの仕方っていうのは考えていらっしゃるのかどうか、年間だとこれ7,500万円になるということですかね。

これは他のところにいろいろ施策を考えているということですが、具体的にはどのような施策を考えていらっしゃるのかお聞きしたいと思います。

(事務局)

委員から「難病者は、仕事がなかなか出来なく、医療費がかかる」という話ですが、実は平成25年に東京都福祉保健局の方で障害者の生活実態の調査ということで難病患者の方の状況という調査が出てございます。

5年ごとの調査なので最新は平成25年度版になりますが、実は難病の患者さんは、ほとんどの方が自立している。難病患者の約8割は自立した生活をしているという状況ですので、決して難病の方であるからと言って就労ができないとか生活ができないということではない、いろんな状況がある中での難病という形なので、私達の方としてはそのように考えているところでございます。

この会議が公開となってしまっているのも、具体的にはどのような施策を考えているかという事は、ざっくりばらんには言えませんが、まず一つは難病の相談支援体制というのを、どうにか構築したいというふうに考えてございます。

また、災害の対策としてなんとか充実させていければとは考えています。

(委員)

難病の方でも自立している方は8割程度いらっしゃると思うけど、2割はそうでないということで、自立できない方は1日中部屋にいる方もおられる。

そういう方は、これがかなり大きなダメージになるかなというふうに思って質問しました。

(事務局)

多分にそうだと思いますが、例えば外に出られない方は非常に大変な状況の方で、2割に当たる方とも考えられるわけで、普通に考えれば医療受給者証の認定がされるはずですよ。

そうすると、私たちは当然その医療受給者証の認定に従って、難病者福祉手当をお渡しができるかと考えてございます。そのため、ダメージにはならないと考え

られます。

(副会長)

追加資料で出させていただいています、この審議会に出された資料をいただいて、私なりに読んで気づいたところを質問として書いています。

それで、厚労省の難病について少し見ていくと、この4月1日から障害者総合支援法の対象疾病一覧というところでは359疾病になっていますが、その違いは何なのか。

難病者福祉手当条例第1条に「難病者の福祉の増進を図ることを目的とする」ということで、難病と言われているのは、治療方法が見つからなくて、現段階では対症的な療法だったりしているわけなので、その病気によって、毎週通わないといけないとか、月に1回とか半年に1回でいいのかっていう個々によって、病院に通う状況は違うだろうと思いますが、そういう状況の中でどういう判断基準にするのかというのがありますが、難病の医療費は全額無償ではないですね。

3割から2割負担に下がったという資料は厚労省のホームページで見ましたが、その中で対象が29年度で330疾病だったということ、その医療費に関しても、所得で細かく段階が区切られていて、市町村税が71,000円未満と71,000円から25万か7万から25万円未満の間と25万以上ということで所得を分けて、自己負担額が変わるみたいに厚労省の中に資料があったので、それがそのまま適用されて指標の計算がされているのか分かりませんが、一つは小金井市難病福祉手当受給者の年齢内訳については、学齢期は支給対象から外れますよね。なぜ対象者が学齢期の人だけでこんなに減るのが素朴な質問であります。

それから、小金井市難病者福祉手当の推移というところで見えていくと、24年から29年までの受給者の人数が書いてありますが25年度は63人増えて、増額になるのかな。

26年度が79人増えて増額になる、ところが28年も29年度も、79人増えているのに、金額が違いますよね。

月額も単価も変わってないのに人数が変わることで、こんなに金額が違うのは、不思議だと思っているところです。その辺がどうなっているのか教えてもらいたい。

小金井市難病者福祉手当の一部改正による影響人数も多く、他市の状況と比べる事や制限をかけるのはどうかと思います。

もう一つは、総合支援法のいろんなサービスを難病の方も受けられるようになった事、現実的に個別支援計画を立てて様々な支援サービスが支給されるっ

ていうことでサービスを受けている人とか、数字が欲しいと思います。

その辺は議会でも継続審議になりましたので、今後検討されていくと思いますが、自立支援協議会で問題提起はできるけれども、それから先は自立生活支援課の方で考えていただいて、議会と調整をしていただくことになると思いますが、これだけ大幅な人が、心身障害者の福祉手当併給との絡みで額がどのぐらい影響があるかを考えて頂きたい、今までこれだけ受けていた人が半減するというのは、誰もが安心して暮らせるっていう市民条例との観点からいっても、かけ離れた施策になってしまうと思います。

その辺はもうちょっと見直していただいた方がいいのかなというのが私の意見です。

(事務局)

ご意見という事で、個々に対するお答えはよろしいということでしょうか。

はい、わかりました。では、総体的にそもそもの改正に係る出発点がどこにあるかということで、まず国の指針がありますのでそこは伝えさせていただきます。

国は医療受給者証を重症度で分けていますが、制度改正がありまして経緯を伝えさせていただきますと、我が国の難病対策としては、昭和47年に「難病対策要綱」が策定されてから40年が経過しており、医療の進歩、患者や家族のニーズの多様化や、難病間でも医療費助成の対象に選定されていないために生じる不公平感があること、医療費助成における自治体の超過負担、普及啓発が不十分なため国民の理解が得られていないことや、難病患者の長期にわたる療養と社会生活を支える総合的な対策が不十分であることなど、様々な課題が指摘されており、これらの解決に当たっては、もはや難病対策全般にわたる改革が必要な状況にあるというふうに結論づけられました。

この課題の解決のために設置されたのが先ほど申し上げた、厚生科学審議会疾病対策部会難病対策委員会で、その中で難病について「希少・難治性疾患は遺伝子レベルの変異が一因であるものが少なくなく、人類の多様性の中で一定の割合発生することが必然である、希少・難治性疾患の患者・家族を我が国の社会が包含し、支援していくことが、これからの成熟した我が国の社会にとってふさわしいこと」との基本認識から、改革の基本理念を「難病の治療研究を進め、疾患の克服を目指すとともに、難病患者の社会参加を支援し、難病にかかっても地域で尊厳を持って生きられる共生社会の実現を目指すこと」というふうにいたしましたということでございます。

その改革のために、そのときに四つの基本原則というのが立てられていて、①治療研究の推進に資すること、②難病の特性に配慮すること、③難病患者に対する必要な支援が公平かつ公正に行われること、④持続可能で安定的な仕組みと

すること、という形になったとのことでございます。

これを改革していく中で、やはり、効果的な治療方法の開発と医療の質の向上、公平・安定的な医療費助成の仕組みの構築、国民の理解の促進と社会参加のための施策の充実と言う三つの点で議論されて今回のこういった制度になったというふうにお聞きしてございます。

小金井市としましても、こういった部分で、必要な支援が公平かつ公正に行われ、持続可能で安定的な仕組みであり続けるためにも、私たちとしては、定期的にこういった状況を見直させて頂き、手当制度の改正についての提案をさせていただいたというところでございます。

(委員)

国の動向はわかりました。報告だけにしたというお話でしたが、これだけいろんな意見が出てくるということを考えていただきたいと思います。

というのはやはり、ここが決定する場じゃないっていうのはわかりますが、意見を聞いていただいても良いのではと思います。

せっかくの協議会ですので、使っていただきたいと思いますし、聞いていただきたいと思います。これは私の意見です。

それから、資料1-6-7 庁内検討状況についてということで、この理事者協議を行う理事者っていうのはどんなメンバーですか。

(事務局)

理事者協議というのは市長、副市長等の行政トップとともに行う協議でございます。

(委員)

部長も入りますか？

(事務局)

関係部課長も入ります。

資料の経過の通り庁内で検討してきたところでありましたが、自立支援協議会という場でお示しできなかった事は、お詫びしたいと思います。

今後こういうことがあれば、お示していければというふうに思っておりますので、今回についてはお詫び申し上げたいと思います。

(委員)

わかりました。ぜひ今後よろしく願いいたします。

先ほど他の委員の方もお話されましたが、事務局の方の説明で、生活実態調査で8割の方が自立しているけれど、2割の方はどうかというお話をされてきました。どちらも本当に同感です。

実際これで制度として、支給されなくなりましたっていうのはどういった形で提示されるのでしょうか。郵送ですか、説明会もあるのでしょうか。

(事務局)

2割の方については普通に考えれば、難病者福祉手当自体は受け取れるだろうというお話をさせていただいたかというふうに思います。

説明会はさせていただきたいというふうに考えてございます。

どういうふうに通知するかは、まず一度皆さんには一度申請をし直していただいて、その方たちが新たな支給の要件に合っているかどうか、支給できるかどうかを判定した後に、支給についての内容を通知する予定でございます。

また、激変緩和措置を行うという形になっておりますので、支給の要件に合わなくなったとしても、来年9月までは変わらず手当の支給はされます。

支給されなくなった後の生活をどうすればいいんだろうというお話ですが、本当に生活が大変だという場合には、ご存じのとおり、市役所には生活保護の窓口ですとか、いろんな相談窓口ございますので、そういった窓口をご案内するなりという形の中で、その方の生活を支えさせていただくというふうには考えてございます。

(副会長)

生活保護の方で医療を抱えた困難な生活をしている。難病も厚労省の特定だけでなく、本当はもっとありますが、人口比で人数が少ないから医療研究の対象にしないというところで指定をしてないということだと思いますが、小金井市内でこの難病指定病院というのが30近くあるのに、そういうところと連携して、どういう医療ができるのかっていうのは考えていく必要があるだろうと思っていますし、なんだかんだ言っても医療費は最大2割負担になっている。一定程度は、配慮する事項としては必要になってくるのかと思っています。

上限がありますよね、この厚労省の資料でいくと、確か3万円だったかな。

対象から外れる人がいるということは難病者の福祉の増進というところで本当に適合しているのかどうかは見直してもらいたいと思っていますところ。

議会の進捗状況でまた結果報告をしていただくということでもいいですかね。

(事務局)

一つだけ副会長のご質問にお答えさせていただきます。

資料 1-6-6 の金額が人数の増減とは違いますが、これは転出転入で数値が変動してしまいます。委員の皆様にもいろいろとお話をいただいているところですので、議会の報告をさせていただくという形にさせていただきたいと思います。

(自立生活支援課長)

次の 11 月 19 日の厚生文教委員会の審議の状況報告をするという形になると思います。

(2) 地域自立支援協議会交流会

(委員)

資料 2 と資料 3 について、私も自立支援協議会で始めてまだ数ヶ月しかたつてないときの大変勉強になりました。小金井からは 5 名出席しました。これからの自立支援協議会の参考になるのも多く、大変参考になりました。詳しくは資料をごらん下さい。

(3) ほじょ犬の普及啓発について

(事務局)

資料 4-1、4-2、4-3 という形で資料をお示しさせていただいております。前回の 8 月 29 日にもちょっとお示しさせていただきましたが、合理的な配慮の例えば医療機関向けみたいなパンフレットをお示しさせていただきましたが、普通の一般のお店等にも、入れてくださいっていう二種類の形で、東京都から届きました。

商工会とか医師会とかにご説明するときの普及啓発の資料として使わせて頂きたいのでご確認をお願い致します。

(4) 条例制定記念意見交換会

(事務局)

資料 7 で進行表を示しさせていただきます。

8 月 29 日に似たような形式でお話を頂いた時、会長は挨拶なしでいいからもっと皆さんの意見を聞きたいと言われたので会長の挨拶なしにしたり、条例の願いという形で各委員からの発言も、短くしてその分皆さんの話を聞きたいからという形でその時間の配分を変えたものでございましてそれ以外のところは現時点での最新バージョンという形になりますので、概略だけ見ていただきますと会場準備の後、10時半から進行中とかさせていただいた後に市長挨拶と厚生文教委員長挨拶の後に、矢野委員からご説明、室岡委員、小幡委員、畑委

員、吉岡委員の紹介から、条例の願いをお話していただいたて最後に条例に対して逐条解説が中止になったと思いますが、質疑応答という形での配分という再確認という形を示させていただきました。

(副会長)

時間配分はそういうふうになっています。

20分の枠が私が話すパワポの資料になっています。

前回もいろいろご意見いただいて、小金井市子どもの権利に関する条例というのが平成21年3月10日に制定されているので、それも小金井市にはこれまでも独自の宝があるっていうところに入れ込ませていただきました。

あとは基本的には合理的配慮をどうしていったらいいのかっていうことを中心にお話をしていきたいと思っています。

市役所での合理的な配慮として、窓口のカウンターが低くなっていたりとか、1階の受付のところで電光掲示板による表示の配慮がされていたり、まだ手話とかコミュニケーションツールのところでは十分備えができてないので今後の課題になるかなと思います。

バリアフリーとかユニバーサルデザインって一般的な浸透はしていますが、まだ十分ではないのでユニバーサルデザインの実例と、トイレにもいろんなタイプがあるということです、調布では自立支援協議会で大きいベットが汎用的で、赤ちゃんから、お年寄りまで使えて使いやすいトイレという話があったり、今回の条例が目指しているものっていうのを最後に話して終わりにしようかなと思っています。

これ20分で喋れるか不安ですが、あまり早口で喋らないように心がけながら、20分で収めたいと思っています。

また、タイトルが共生社会を目指すものっていうところ事務局の方で共生社会の目指すものにしたいということでしたので、その字句修正があるかと思えます。

(5) おみこしかるいな

(委員)

資料6「おみこしかるいな」はかわいい冊子です。

条例についてちょっといくつか意見がありまして、最後に「おみこしかるいな」に到達するのでちょっと聞いていただきたいと思っています。

前回の自立支援協議会で9月29日の資料としていただきました、資料11というのがありますがこれ前文の逐条解説の文章が載っています。

それで、ラインマーカーのところ黄色でやまゆり園の文言が出ていました。

これ生活支援部会でやまゆり園という文言が出ることに私は賛成できないと以前発言していますが、条例のことはやっぱりみんなで話し合いたいなということもあって今発言させていただいています。

やまゆり園ってというのは非常に衝撃の強い言葉で私は被害者でもない当事者でもありませんがこの言葉を聞いたことで、この事件があったことで子どもの将来のついて考え直すことになっています。

私より辛い気持ちでこの言葉を聞いている方もいると思いますが、これが条例のイメージがどうなっていくのかなということも非常に不安に思い考えるとこの衝撃的な言葉が逐条解説に載るとということがどうしても賛成ができないでおります。

合理的配慮にたどり着きたいのであれば、この知的障がいの子の衝撃的な事件だけではなく、配慮の気持ちがあれば、線路に最近、目の不自由な方々が線路に落ちる事故が続いていますが、ちょっと勇気を出して配慮したら防げたと思うと、この辺の優生思想のことについて障害者ベッ視とかそういうことの流れで、このやまゆり園という言葉が出ていますが、「あの痛ましい事故」や「事件」というような言葉の表現の方が条例の説明として、きつなくて良いのではないかと思います。

その条例の先に合理的配慮ということをみんなに考えて欲しいのであれば、きつい表現というよりは、みんなで優しい気持ちを持ってもらいたいということです。

私は、障がい者の親としては、きつい思いもいっぱいしています。

子どもがパニックを起こしているときにどんな躰をしているのかと言われて、必死にパニックを止めようとしていたら警察呼ばれちゃったとか、おばちゃんの子も馬鹿なんでしょって言われたこともありますし、触っちゃだめっていった親御さんもいました。

非常にきつい思いはそういう昔のことじゃなくて今も続いています。

やはりあなただけって優生思想があるでしょっていうことを聞かれると皆さん胸に手を当てるとありませんって自信を持っている言える人はいないのではないかと思います。

そこを責めるよりはもうちょっと優しい気持ちをこの条例に対して、優しいイメージを持ってもらいたいというのが当事者としては思っております。

周りにいるあの知的障がいの親御さんに条例が制定されましたねと話しても、ほぼほぼ知らないという返事です。

条例が制定されたことへの認知度の低さを非常に痛感しています。今大事なのは、制定されたばかりという事もあり、合理的配慮をお願いしますっていうと構えてしまうものもありますが、構えないで、ちょっとのことからできることが

あるよっていうのを1人でも多くの方に知って欲しいと思っております。

そしてやっと辿り着くのが「おみこしかるいな」なんですけど。

周知活動がすごく大事だということと、合理的配慮というものがあまり難しく考えないでささやかなことからでもできるよっていうようなことを広めていくことが、すごく大事ではないかと、3年前の小金井特別支援学校のPTA会長が書いてくれた絵です。

そこにすごく短い言葉で障害特性を伝える言葉があって、絵もあるし言葉が短いということが誰にでも読めるというか、長い言葉が並んでいると健常の方だって嫌になっちゃいますが、これだと凄くわかりやすく伝わっていくと思います。

小金井特別支援学校のPTAと学校の方に了解をいただいて今日配布しましたが、こんなふうに他の障がいの方も障がい特性を優しく伝える冊子みたいなものをいろんな障がいの方から取り寄せて、それをお配りしてもいいし何かの機会に見てもらってもいいし、条例に対して優しい気持ちを引き出すことで一般市民にハードルが下がったらいいと思っています。

今度の9月29日にはおそらく当事者が多いとおもいます。逐条解説とかこれを見ていろんな意見を集約するチャンスがあるといいなとは思いますが、周知活動には生活支援部会ばかりで条例の話をしてはいますが、自立支援協議会にはいろんな立場の方が集まっているので、いろんな立場の方のいろんなアイデアを集めることで周知活動っていうのはいろんなパターンができていないかと思っております。

(副会長)

ありがとうございました。

条例が出来て終わりじゃないので条例ができたからそれをどう広げていくかの大事なスタートだと思っていますので、これは行政も含めてね、どうやって市民の方に理解を求めていくか広げていくか、僕らがどういうアクションを起こせるかっていうのを考えていくことだと思っていますので貴重な意見ありがとうございます。

逐条解説ではそこ黄色いマーカーをしたのは、賛否両論あるので、これから消えることもあるだろうと思いますので、様々な立場から様々な意見をいただいて、より良い逐条解説を作っていければと思っていますので、そういう意味でマーカーがついていますので、より良い形にしたいと思っていますので、よろしくお願いします。

(委員)

1 2月の障害者週間のシンポジウムについての進捗状況というところでお話を報告したいと思います。

実際にこの間の協議会のときに、野沢和弘さんの講演と、2部は市民を交えたパネルディスカッションはどうかということで提案させていただいて、皆さんの賛同得られて進ませていただいております。

障害者週間全体のチラシっていうのがあってそこにこの行のところに盛り込むようにということで、この間宿題をいただきまして、それが出来上がっていると思っていましたが、後でお聞きします。

それでチラシについてですが、障害者週間のチラシがあります。

それ以外に自立支援協議会のシンポジウムだけのチラシっていうのをこれもこの後作っていくことになると思いますが、このチラシについて、ここでいろいろ協議していくと時間がなくなってしまうと思うので、先ほどお話したその一部、二部の構成をもとに私とちょっと事務局の方で調整させてもらって出来上がったものを皆さんに見ていただいて、ご協議いただくっていう方がいいのかなと思っています。

29日にせっかく条例のお披露目会がありますので、そこで仮チラシを配りたいと思っています。

時間がないので私の方で作ったものをちょっと皆さんに後でメールを見ただくというような形でよろしいでしょうかということで、ご確認お願いします。

(副会長)

はい。よろしいでしょうか？

当日配付の資料の中に入れ、チラシを入れるということです。大丈夫ですね。

(事務局)

行ったり来たりで申し訳ございません。

調整させていただければということで皆様がよろしければということ、9月29日のときには、仮のデータにはなりますが白黒で用意します、少なくとも障害者週間の全体のチラシは配りたいとは考えています。調整をさせていただきます。

4 次回の開催日程等

(事務局)

次回の開催日程についてお伝えさせていただきます。

次回は10月16日火曜日で、会議室の予約をしています。

いつもの時間では予約が取れませんでしたので、専門部会は18時から開始になります。

各専門部会におきましては、開催日、開催時間について、都合が悪いなどで変更等がある場合は事務局の方までご連絡いただけるとありがたいです。

(副会長)

次回10月16日、同じ場所になりますのでよろしくお願いします。

どうも今日はありがとうございました。